

<報道発表資料>

E-mail: a3560-03@pref.saitama.lg.jp

カテゴリー:お知らせ

令和6年9月25日

埼玉県医師育成奨学金貸与条例の一部を改正する条例 (素案) に対する県民コメント (意見募集) の結果の公表 について

埼玉県では、「将来医師として埼玉県の地域医療に貢献したい」と考えている「埼玉県出身の医学生」や「県が指定する大学の医学生」に奨学金を貸与しています。この奨学金は、卒業後に貸与期間の1.5倍の期間(6年間×1.5=9年間)、県が指定する地域の公的医療機関又は同じく指定する診療科等に医師として勤務(義務従事)すれば、奨学金の返還が免除される制度です。

今回、義務従事を終えることなく奨学金を返還する場合の利息を付すことで、より安定的な制度運営と離脱防止を図るため、埼玉県議会令和6年9月定例会へ議案「埼玉県医師育成奨学金貸与条例の一部を改正する条例」を提出しました。

併せて、「埼玉県県民コメント制度」により県民の皆さまから御意見を頂きましたので、県の考え方と併せて公表します。

1 埼玉県医師育成奨学金貸与制度の概要

(1) 対象者

「埼玉県出身の医学生」または「県が指定する大学の医学生」

(2) 貸与額・貸与期間

月20万円以内・大学入学から卒業まで

6年間貸与を受けた場合の総額: 1,440万円

(3) 返還が免除となる条件(次のAとBを両方満たすこと)

A 貸与期間の1.5倍の期間(6年間×1.5=9年間)

B 「特定地域(※1)の公的医療機関(※2)」または「特定診療科等(※3)」で医師として勤務すること

- ※1 特定地域 医師の確保が必要な地域として埼玉県が定める地域
北部、秩父、川越比企（北）、利根地域
- ※2 公的医療機関 医療法第31条に規定する公的医療機関のこと。具体的には、
公立病院、赤十字病院、済生会病院
- ※3 特定診療科等 県内の病院の産科、小児科、救命救急センター

2 県民コメント結果の概要

(1) 意見募集の期間

令和6年7月1日（月曜日）～令和6年7月31日（水曜日）

(2) 意見の提出者数及び意見件数

2人・1団体から計6件

(3) 意見について

賛成 1件

反対 1件

その他 4件 制度への御意見

3 改正の内容及び県民コメント結果の資料

埼玉県のホームページから入手できます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0709/ishiikusei-shougakukin/documents/joreikaisei.html>

4 問合せ先

〒330-8777 さいたま市中央区新都心1-2 県立小児医療センター南玄関8階
埼玉県保健医療部医療人材課 医師確保対策担当

電話 048-601-4600

ファクシミリ 048-601-4604

電子メール a3560-03@pref.saitama.lg.jp